

2023

9

KAWASAKI

川崎南法人会だより



京急大師線 東海道川崎宿起立400年ヘッドマーク車輛

第11回通常総会	2
会長あいさつ・新役員紹介	5
川崎南税務署長あいさつ	6
川崎南税務署の人事異動	7
令和6年度税制改正要望事項	8
法律相談	11
健康クリニック	12
活動報告	13
新しい仲間 PR コーナー・法人会からのお知らせ	14
新入会員のご紹介・主要行事予定	15

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索


<https://km-hojinkai.or.jp>

第11回 通常総会開催



梶川 修司 会長

6月13日（火）公益社団法人川崎南法人会第11回通常総会が川崎日航ホテルにて開催しました。

青木副会長の開会の挨拶で始まり、梶川修司会長を議長として、松井総務委員長より決議事項として「令和4年度収支決算報告（含監査報告）承認の件」「任期満了に伴う役員選任」が報告され、続いて報告事項として①「令和4年度事業報告」②「令和5年度事業計画」③「令和5年度収支予算」が報告され、満場一致で原案どおり可決承認されました。

会議終了後に臨時理事会を開催し、新会長に鈴木慎二郎氏、副会長に石川弘行氏、村松久氏、望月幹仁氏、

高木清隆氏、伊藤康人氏、窪田隆太郎氏の6名が選任されました。

続いて令和4年度会員増強の表彰に移り、会長から会員増強にご尽力された方々と受託保険会社に対して、会長から感謝状と記念品が贈呈されました。ご来賓の川崎南税務署の前田治子署長の祝辞、神奈川県川崎県税事務所の五本木顕良所長、東京地方税理士会川崎南支部の橋本光志支部長からご挨拶をいただきました。

総会前の第1部講演会は講師に日本ほめる達人協会特別認定講師の長谷川孝幸氏を迎えて「ほめるコミュニケーション術」と題して講演を行いました。



講演会講師 長谷川 孝幸 氏

会員増強に伴う感謝状の贈呈

個人の部

（順不同）

【銀賞】

菊三建設 株式会社 中村 光一様

【銅賞】

株式会社 小俣商店 小俣 多栄子様

株式会社 アップ総合企画 田中 勇人様

【努力賞】

株式会社 創信建築事務所 森本 和樹様

有限会社 龍美社 下村 京子様

京浜化工 株式会社 柏木 奈生様

株式会社 ツインズシステム 増田 敏雄様

株式会社 大和 望月 幹仁様

小山塗料 株式会社 小山 宏明様

大川原建設 株式会社 大川原 久様

高木鋳工 株式会社 高木 清隆様

山兼 株式会社 押山 兼二様

九重運輸 株式会社 山崎 由美子様

団体の部

【特別賞】

女性部会 小俣 多栄子様

受託保険会社感謝状

大同生命保険 株式会社 川崎南営業所 様

A I G損害保険 株式会社 横浜支店 様

アフラック生命保険 株式会社 横浜総合支社 様

令和5年度 全法連・県法連功労者表彰者

【全法連 会長賞受賞者】

村田 光良様 株式会社 ムラタヤ洋服店

秋山 博様 秋山商事 株式会社

【県法連 会長賞受賞者】

会田 勝規様 株式会社 大勝工務店

岡村 大助様 岡村建興 株式会社

大貫 益代様 株式会社 大貫商店



令和5年度 事業計画書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

I 基本方針

(公益事業の推進)

- (1) 税知識の普及をはじめとする健全な納税者団体としての公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の発展・地域社会への貢献を高め、会員企業の緊密な交流を通じ、もって公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

(税務行政への協力)

- (2) 税務当局との連絡協力を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

(租税負担の合理化)

- (3) 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(経理知識の普及)

- (4) 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会は経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに適正な申告の普及と指導に努める。

II 重点事項

1 組織関係

- (1) 本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を推進し、組織の拡大強化を図り目標達成に努める。
- (2) 支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への積極的参加を図る。

2 事業関係

- (1) 税制・税務会計並びに経理に関する研修会、講習会を開催する。
- (2) 税務・法律などの無料相談をはじめ、企業経営に役立つ税務・経営・労務・経済等の講演会、セミナー等を開催する。併せて、会員の多様化するニーズに応えるため文化的活動等も行い、共益事業の充実を図る。
- (3) 公益法人として地域社会に貢献するため、公益事業を行うほか、地域が実施する事業へ協賛・参加する。

3 福利厚生関係

- (1) 企業及び経営者のリスクを守るため、様々なテーマで会員向け事業を展開し、経営者大型保障制度の普及推進を図る。
- (2) 会員企業の経営者・従業員のための生活習慣病の検診を実施する。

4 広報活動関係

- (1) 機関誌を通じ、会員との連携を一層密にし、事業参加の意識を高めるとともに、公益法人として積極的な広報に努める。
- (2) 「e-Tax」の普及促進に資するため、役員企業をはじめ会員の利用率向上を図る。
- (3) 租税教育については、次代を担う小・中学校等の児童・生徒に国や地方公共団体の財政を支える「税」についての関心を高め、その意義・役割について理解を深めてもらうとともに、積極的な実施に努める。

III 主要事業計画

1 税知識の普及を目的とする事業 (公益1-1)

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 租税教室
- (4) 法人税申告書の見方・書き方研修会
- (5) 女性部会税務研修会
- (6) 源泉部会税務研修会
- (7) 支部税務研修会

2 納税意識の高揚を目的とする事業 (公益1-2)

- (1) 税の絵はがきコンクール
- (2) 納税表彰式
- (3) 「税を考える週間」広報活動
- (4) 川崎市民祭り租税教育活動
- (5) 税に関する作文の表彰
- (6) 機関誌による税情報の発信
- (7) 幸区民祭り租税教育活動

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 三者会議
- (4) 全国青年の集い
- (5) 全国女性フォーラム

4 地域企業の健全な発展に資する事業 (公益 2)

- (1) 実務経理セミナー
- (2) 初級簿記講習会
- (3) パソコン講習会
- (4) 研修会セミナー
- (5) インターネットセミナー
- (6) 青年経営者のための実務セミナー
- (7) 無料税務・法律相談

5 地域社会への貢献を目的とする事業 (公益 3)

- (1) 県連森林再生事業
- (2) 米海軍第七艦隊音楽隊コンサート
- (3) 救急救命講習会

6 会員の交流及び福利厚生に資するための事業 (共益)

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 本部ゴルフ大会
- (3) 本部施設見学会
- (4) 部会施設見学会
- (5) 支部企業交流会
- (6) 部会企業交流会
- (7) 理事・委員会・委員 (交流会)
- (8) 会員増強活動
- (9) 支部報告会
- (10) 経営者大型保障制度の普及推進
- (11) ビジネスガードの普及推進
- (12) がん保険制度の普及推進
- (13) 貸倒保険制度の普及推進
- (14) 成人病診断事業
- (15) 総合火災共済
- (16) 福利厚生共済
- (17) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会

令和5年度 正味財産増減計算予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増減
I. 一般正味財産増減の部			
i. 経常増減の部			
(i) 経常収益			
1. 特定資産運用益	4,000	4,000	-
(1) 特定資産受取利息	4,000	4,000	-
(2) 特定資産受取貸借料	-	-	-
2. 受取会費	24,100,000	25,500,000	△ 1,400,000
(1) 正会員受取会費	23,000,000	24,400,000	△ 1,400,000
(2) 特別会員受取会費	-	-	-
(3) 賛助会員受取会費	1,100,000	1,100,000	-
3. 事業収益	4,818,800	7,114,300	△ 2,295,500
(1) 研修会事業収益	241,800	552,800	△ 311,000
(2) 成人病検診事業収益	430,000	430,000	-
(3) 共済保険代理事業収益	800,000	1,000,000	△ 200,000
(4) 会員親睦事業収益	3,347,000	5,131,500	△ 1,784,500
4. 受取補助金	19,869,900	20,328,400	△ 458,500
(1) 受取全法連補助金	-	-	-
(2) 受取県法連補助金	1,700,000	1,900,000	△ 200,000
(3) 受取全法連助成金振替額	18,169,900	18,428,400	△ 258,500
5. 受取負担金	-	-	-
(1) 青年部会負担金	-	-	-
6. 雑収益	570,150	725,150	△ 155,000
(1) 受取利息	150	150	-
(2) 広告料収益	170,000	350,000	△ 180,000
(3) 雑収益	400,000	375,000	25,000
経常収益計	49,362,850	53,671,850	△ 4,309,000
(ii) 経常費用			
1. 公益目的事業	31,639,207	33,028,071	△ 1,388,864
① 税関連を目的とする事業	21,714,575	21,923,652	△ 209,077
給料手当	7,626,000	7,888,000	-
退職給付費用	465,000	649,600	-
福利厚生費	1,260,150	1,229,600	30,550
旅費交通費	1,591,900	1,174,200	417,700
通信運搬費	455,000	368,400	86,600
減価償却費	46,929	68,644	-
消耗什器備品費	93,000	139,200	-
消耗品費	719,500	964,000	-
修繕費	93,000	92,800	200
印刷製本費	2,206,500	2,492,000	-
光熱水料費	23,250	32,480	-
賃借料	761,280	829,600	-
事務所管理費	-	24,400	-
会場費	482,000	277,500	204,500
保険料	87,206	86,768	437
諸謝金	1,299,000	1,269,000	30,000
租税公課	488	4,880	-
会議費	138,000	137,000	1,000
委託費	2,623,000	2,607,500	15,500
事務委託費	212,528	180,960	31,568
支払負担金	368,000	345,000	23,000
広告宣伝費	46,500	24,128	22,372
新聞図書費	3,999	4,640	-
リース料	623,565	580,000	43,565
貸倒損失	226,985	165,672	61,313
支払手数料	215,295	232,000	-
雑費	46,500	55,680	-
② 地域企業の健全な発展に資する事業	6,968,872	7,579,871	△ 610,999
給料手当	2,656,800	2,754,000	-
退職給付費用	162,000	226,800	-
福利厚生費	439,020	429,300	9,720
旅費交通費	81,000	115,400	-
通信運搬費	131,600	99,200	32,400
減価償却費	10,578	15,473	-
消耗什器備品費	32,400	48,600	-
消耗品費	144,800	183,000	-
修繕費	32,400	32,400	-
印刷製本費	16,200	81,000	-
光熱水料費	8,100	11,340	-
賃借料	171,600	187,000	-
事務所管理費	-	5,500	-
会場費	200,000	290,000	-
保険料	30,381	30,294	87
諸謝金	1,854,800	2,089,800	-
租税公課	110	1,100	-
会議費	-	-	-
委託費	597,000	603,500	-
事務委託費	74,042	63,180	10,862
支払負担金	-	-	-
広告宣伝費	16,200	8,424	7,776
新聞図書費	1,393	1,620	-
リース料	217,242	202,500	14,742
貸倒損失	-	-	-
支払手数料	75,006	81,000	-
雑費	16,200	19,440	-
③ 地域社会への貢献を目的とする事業	2,955,760	3,524,548	△ 568,788
給料手当	1,213,600	1,275,000	-
退職給付費用	74,000	105,000	-
福利厚生費	200,540	198,750	1,790
旅費交通費	49,000	70,500	-
通信運搬費	112,200	98,000	14,200
減価償却費	10,578	15,473	-
消耗什器備品費	14,800	22,500	-
消耗品費	199,600	188,500	11,100
修繕費	14,800	15,000	200
印刷製本費	67,400	199,500	-
光熱水料費	3,700	5,250	-
賃借料	171,600	187,000	-
事務所管理費	-	5,500	-
会場費	286,000	537,600	-
保険料	13,878	14,025	147
諸謝金	153,200	206,200	-
租税公課	110	1,100	-
会議費	60,000	75,000	-
委託費	128,000	130,500	-

科 目	本年度予算	前年度予算	増減
事務委託費	33,822	29,250	4,572
支払負担金	-	-	-
広告宣伝費	7,400	3,900	3,500
新聞図書費	636	750	-
リース料	99,234	93,750	5,484
貸倒損失	-	-	-
支払手数料	34,262	37,500	-
雑費	7,400	9,000	-
2. 収益事業等	9,865,335	11,217,590	△ 1,352,255
④ 会員の交流に資するための事業	9,865,335	11,217,590	△ 1,352,255
給料手当	2,460,000	2,533,000	-
退職給付費用	150,000	208,600	-
福利厚生費	406,500	394,850	11,650
旅費交通費	297,000	333,440	-
通信運搬費	250,000	229,400	20,600
減価償却費	14,040	20,537	-
消耗什器備品費	30,000	44,700	-
消耗品費	383,000	431,500	-
修繕費	30,000	29,800	200
印刷製本費	634,000	943,500	-
光熱水料費	7,500	10,430	-
賃借料	227,760	248,200	-
事務所管理費	-	7,300	-
会場費	262,000	273,000	-
保険料	28,131	27,863	268
諸謝金	125,000	130,000	-
租税公課	146	1,460	-
会議費	3,191,300	4,069,000	-
委託費	444,000	527,500	-
事務委託費	68,558	58,110	10,448
支払負担金	443,000	291,000	152,000
広告宣伝費	15,000	7,748	7,252
新聞図書費	1,290	1,490	-
リース料	201,150	186,250	14,900
貸倒損失	111,510	116,532	-
支払手数料	69,450	74,500	-
雑費	35,000	17,880	17,120
3. 管理費	7,715,614	9,280,643	△ 1,565,029
給料手当	2,443,600	2,550,000	-
退職給付費用	149,000	210,000	-
福利厚生費	403,790	397,500	6,290
旅費交通費	89,500	128,000	-
通信運搬費	389,200	400,000	-
減価償却費	14,041	20,537	-
消耗什器備品費	29,800	45,000	-
消耗品費	94,600	110,000	-
修繕費	29,800	30,000	200
印刷製本費	264,900	275,000	-
光熱水料費	7,450	10,500	-
賃借料	227,760	248,200	-
事務所管理費	-	7,300	-
会場費	216,000	245,000	-
保険料	27,944	28,050	6
諸謝金	300,000	324,000	-
租税公課	146	1,460	-
会議費	1,060,000	1,876,000	-
委託費	-	-	-
事務委託費	68,100	58,500	9,600
支払負担金	355,000	405,000	-
渉外慶弔費	250,000	350,000	-
諸会費	310,000	323,000	-
広告宣伝費	14,900	7,800	7,100
新聞図書費	1,282	1,500	-
リース料	199,809	187,500	12,309
貸倒損失	157,105	419,796	-
支払手数料	596,987	603,000	-
雑費	14,900	18,000	-
経常費用計	49,220,156	53,526,304	△ 4,306,148
評価損益等調整前当期経常増減額	142,694	145,546	-
基本財産評価損益等	-	-	-
特定資産評価損益等	-	-	-
投資有価証券評価損益等	-	-	-
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	142,694	145,546	-
ii. 経常外増減の部			
(i) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(ii) 経常外費用			
70周年記念行事費用	-	3,000,000	-
経常外費用計	-	3,000,000	-
当期経常外増減額	-	△ 3,000,000	-
他会計振替前			
当期一般正味財産増減額	142,694	△ 2,854,454	2,997,148
他会計振替額	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	142,694	△ 2,854,454	2,997,148
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	-
法人税等調整額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	72,694	△ 2,924,454	2,997,148
一般正味財産期首残高	95,632,121	95,277,578	354,543
一般正味財産期末残高	95,704,815	92,353,124	3,351,691
II 指定正味財産の部			
受取補助金等	18,169,900	18,428,400	△ 258,500
全法連助成金	18,169,900	18,428,400	△ 258,500
一般正味財産への振替額	△ 18,169,900	△ 18,428,400	258,500
一般正味財産への振替額	△ 18,169,900	△ 18,428,400	258,500
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	95,704,815	92,353,124	3,351,691



公益社団法人
川崎南法人会

会長 鈴木 慎二郎

就任のご挨拶

このたび、前任の梶川修司会長がご勇退され、令和5年6月13日に開催されました第11回通常総会におきまして第12代会長を拝命いたしました鈴木慎二郎と申します。

法人会は申告納税制度の確立に寄与する団体といたしましてから、70数年の歳月がたち、歴代会長をはじめ、役員、会員の皆様方のたゆまざるご努力のより着実な発展を遂げ、今日に至っております。私ども法人会は健全な納税者団体として、本来の活動をより一層充実させるとともによき経営者を目指す者の団体として経営と社会の健全な発展に貢献する活動を、従来にも増して積極的に展開して参りたいと考えております。

今年度につきましては、今後の社会経済の回復が期待される中で、コロナ以前の活動を実施する事業計画を立てております。税務に関する研修会、講演会をはじめ、会員相互の交流を図る懇親会、女性部会、青年部会による次代を担う小学生を対象に、税の役割と重要性を正しく理解してもらう租税教室、地域社会への貢献を目的とする、米海軍演奏会、救急救命講習会等

これらの活動について、是非皆様にご理解とご協力をいただき、また参加していただく事によって、より親睦を深め、人と人とのつながりを広げていき、法人会活動を楽しんでいただきたい。法人会行事に参加する事によって自分のチャンネルが広がっていき、引き出しが増えれば、企業としても力がつくと思います。相乗効果を期待しながら法人会活動を楽しんでいただけたらたいと願っております。

今後も税のオピニオンリーダーとして地域社会の発展に貢献し、川崎南税務署はじめ、関係各団体、そして会員の皆様には法人会活動にたいしまして引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

- 平成11年～22年 常任理事及び青年部会副部長 ●平成23年～24年 青年部会会長 ●平成25年～令和4年 副会長 ●平成25年～令和4年 青年部会担当副会長 ●平成27年～令和4年 事業研修委員会担当副会長 ★平成25年 川崎南税務署長感謝状 表彰 ★平成28年 川崎南税務署長 表彰 ★平成29年 神奈川県川崎県税務所長納税功労者 表彰 ★令和4年 神奈川県知事納税功労者 表彰

令和5・6年度 役員紹介



株式会社石川商事
石川 弘行

副会長



株式会社村松工務店
村松 久

副会長



株式会社大和
望月 幹仁

副会長



高木鑄工株式会社
高木 清隆

副会長



八巧機電設備株式会社
伊藤 康人

副会長



株式会社久保田酒店
窪田 隆太郎

副会長



小山塗料株式会社
小山 宏明

監事



小澤裕司税理士事務所
小澤 裕司

監事

理事

- 秋山商事 株式会社
- 株式会社 丸豊商店
- 川崎住宅 株式会社
- 神奈川県特殊車輛 株式会社
- 株式会社 創信建築事務所
- 有限会社 龍美社
- 京浜化工 株式会社
- 有限会社 石田屋柏倉商店
- ユースキン製薬 株式会社
- 株式会社 ツインズシステム
- 株式会社 大勝工務店
- 株式会社 東恩納工業
- 株式会社 小俣商店
- 岡村建興 株式会社
- 株式会社 浅田製作所
- 菊三建設 株式会社
- ティーケーユーサービス 株式会社
- 松井工業 株式会社
- エルアンドディー 株式会社
- 山次工業 株式会社
- 有限会社 明克
- 株式会社 蟹谷精密研削社
- 第一ハウジング 株式会社
- 有限会社 ウィット
- 株式会社 みすゞ製作所
- 山兼 株式会社
- 有限会社 大仁
- 大和塗装 株式会社
- 有限会社 海苔の鈴舟
- 九重運輸 株式会社
- 有限会社 テーラーマックス
- 医療法人 社団育成会鹿島田病院

- 秋山 博稔
- 藤村 昌明
- 箕川 友生
- 森川 和樹
- 下村 京子
- 柏木 奈生
- 柏倉 敏和
- 野渡 義雄
- 増田 敏雄
- 会田 勝規
- 東恩納 伶莉
- 小俣 多栄子
- 岡村 大助
- 坂本 竜麻
- 中村 光一
- 角田 健藏
- 松井 賢一
- 斎藤 幸太
- 山口 雅彦
- 櫻井 豊忠
- 蟹谷 秀一
- 加藤 兼二
- 野本 建仁
- 小林 勇太郎
- 押山 謙太
- 伊藤 洋介
- 望月 宏明
- 中村 洋介
- 山崎 外木
- 横山 伸泰

令和5年度 退任役員紹介

- サツマ工業 株式会社
- A・M自動車工業 株式会社
- 小向工業 株式会社
- 大川原建設 株式会社
- 株式会社 ムラタヤ洋服店
- TMCシステム 株式会社
- 株式会社 渡辺土木

- 梶川 修司
- 青木 一孝
- 内田 英子
- 大川原 久
- 村田 光良
- 松本 寛
- 渡辺 多美子
- 南郷 昭





川崎南税務署長
田中 健二
宮崎県出身

着任のご挨拶

初秋の候、公益社団法人川崎南法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、川崎南税務署長を拝命した田中でございます。前任の前田署長様に厚誼を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

鈴木会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として、税に関する様々な研修会の開催をはじめ、次世代を担う児童を対象とした租税教室や税に関する絵はがきコンクールの開催等を通じて、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に大きく貢献いただいております。

また一方で、公益社団法人として、多くの社会貢献活動にも大変熱心に取り組んでいただいております。その活発な活動は、円滑な税務行政並びに会員企業の事業の発展と地域社会の健全な発展に大きく寄与されておられますことに、深く敬意を表します。

さて、私ども国税組織に課された使命である、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ためには、納税者サービスの充実と、納税環境の整備に取り組んでいくことが重要であると考えています。今後も、スマートフォンやタブレット端末によるご自宅からのe-Tax申告の利用促進並びにキャッシュレス納付・納税証明書オンライン請求の利用拡大に努めていく所存でございます。

また、本年10月からは消費税のインボイス制度が開始されます。インボイス制度は、消費税の課税事業者だけでなく、免税事業者を含めた全ての事業者に関係する制度になります。署といたしましては、制度が円滑に開始されるよう、関係民間団体の皆様と緊密な連携を図りながら、事業者の方の实情に寄り添った対応を図るべく、引き続き、周知広報等に取り組んでまいりますので、貴会におかれましても、会員の皆様のご理解を深めていただくとともに、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人川崎南法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心からお祈り申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。



法人担当副署長
鈴木 達也

愛知県出身

この度の異動で名古屋局から参りました。皆様と一緒に会活動を盛り上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

メンバー紹介



法人課税第1統括官
戸田 浩二

大阪府出身

この度の異動で麻布署から参りました。川崎南法人会の皆様には大変お世話になっております。前任同様よろしくお願いいたします。



法人課税第2統括官
森田 一郎

福岡県出身

2年目になりました。法人会の皆様方には特に源泉部会でお世話になっております。今年度もよろしくお願い致します。



法人課税第1審理上司
足立 郁子

福島県出身

川崎南税務署2年目になります。昨年に引き続き説明会や研修会を担当させていただきます。今年度もよろしくお願い致します。



法人課税第2審理上司
法理 貴文

東京都出身

この度の異動で浅草署から参りました。源泉所得税関連の説明会や研修会を担当させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

川崎南税務署幹部人事異動

(令和5年7月10日付)

職名	異動後幹部		異動前幹部	
	氏名	前任署	氏名	異動先
署長	たなか けんじ 田中 健二	局課二 消費税課 課長	まえだ ほうこ 前田 浩子	局徴 機動 課長
副署長(総担)筆頭	ほんだ たかひろ 本田 高広	局総 企画課 課長補佐	ささき けんご 佐々木 健吾	庁札幌派遣 監評 監評官
副署長(法担)	すずき たつや 鈴木 達也	名局徴 徴収課 課長補佐	はだの まつ勝 羽田野 勝	局総企業務センター室 (川崎南) 統括管理官
特別調査官(法)	ふじい まさゆき 藤井 雅之	芝 法人 特調官	いわした まこと 岩下 誠	藤沢 法人 上席(再)
総務課長	うちいもん じ 内門 伸二	留任	うちいもん じ 内門 伸二	
管運第1統括官	かねこ あきこ 金子 亜希子	豊島 管運 連調官	いわもと しょうへい 岩本 祥英	局総 会計 課長補佐
管運第2統括官			たけだ みちよ 武田 三千代	鎌倉 管運1 統括官
管運第3統括官			もり あきひろ 森 彰宏	局総企業務センター室 (川崎南) 主任管理官
徴収第1統括官	まえじま まさき 前島 正紀	局総 人一人専官	さとう だいすけ 佐藤 大祐	局総 納税者支援官(松戸派遣)
徴収第2統括官	まつもと ゆうこ 松本 裕子	大和 徴収2 統括官	こばやし ともひろ 小林 知広	本所 徴収2 統括官
個人第1統括官	たなか たかゆき 田中 孝幸	局総 会計課 営技官	かわの ひろあき 河野 宏章	芝 個人特官 特調官
個人第2統括官	ふくま のりゆき 福間 紀之	世田谷 個人4 統括官	つちの かつのぶ 土草 満伸	本所 個人2 統括官
個人第3統括官	やまもと ひろゆき 山本 洋之	留任	やまもと ひろゆき 山本 洋之	
個人第4統括官			こんとう たかひろ 近藤 孝博	藤沢 個人2 統括官
連絡調整官(個人)	かとり ゆうこ 香取 由布子	千葉東 個人 連調官	おおくら のぞみ 大倉 のぞみ	大和 個人4 統括官
資産統括官	おおまち たかひろ 大町 高弘	厚木 資産 統括官	こいづい けいこ 小岩井 誠子	日野 資産1 統括官
特別調査官(法)	よこせ まさひで 横瀬 正英	留任	よこせ まさひで 横瀬 正英	
法人第1統括官	とよだ こうじ 戸田 浩二	麻布 法人5 統括官	ふせや かずひと 布施谷 和人	横浜中 法人1 統括官
法人第2統括官	もり た ちろう 森 田 一郎	留任	もり た ちろう 森 田 一郎	
法人第3統括官	おおつか ひであき 大塚 英雄	甲府 法人5 統括官	いわさき なおき 岩崎 直樹	四谷 法人4 統括官
法人第4統括官	かさい しん 笠井 信	留任	かさい しん 笠井 信	
法人第5統括官	にしむら ゆうじ にしむら 有史	川南 法人 審専官	つみ けんいち 堤 健一	局徴 特官 主査
法人第6統括官	ひろなか かつゆき ひろなか 豊	川南 法人1 連調官	とよさか こういち 登坂 孝一	戸塚 法人3 統括官
審理専門官(法人)	ふくはら いたろう 福原 逸太郎	局課二 資調一 審専官	にしむら ゆうじ にしむら 有史	川南 法人5 統括官
連絡調整官(法人)	なかの しのぶ なかの 奈保子	鶴見 法人1 総上席	ひろなか かつゆき ひろなか 豊	川南 法人6 統括官
課長補佐	さとう なおみ 佐藤 尚美	局調三 調査32 調査官	わたなべ かつこ 渡邊 克子	局課一 資調三 主査
総務係長	きただ たかひろ きただ 貴大	局査 査察35 査察管	おがわ かずあき 小川 和晃	局調一 特官 調査官
会計係長	いしかわ ひでき いしかわ 秀樹	留任	いしかわ ひでき いしかわ 秀樹	

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス



法人会

法人会は会社経営の効率化
のためにe-Taxの普及を
支援しています。

令和6年度税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

<はじめに>

長く続いたコロナ禍から社会経済活動の正常化がようやく進み始めてきたが、1年以上にわたるロシアのウクライナ侵攻、度重なる北朝鮮のミサイル実験や緊張の続く中国と台湾の関係など地政学的なリスクやそれらによる食品・エネルギーを中心とした物価高騰で我が国の経済は依然として厳しい状況にある。

中小企業は日本経済の基盤であり、雇用や地域経済に多大なる貢献をしている。そのためにも、中小企業が引き続き事業活動が継続できる実効性のある支援策を迅速に行うことが急務である。

日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じ、これから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が必要である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

<基本的な課題>

I. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

我が国の財政は長期にわたり悪化しているが、新型コロナウイルス感染症対策費の補正予算として国債を発行し、一層財政は悪化した。今後、防衛費増額、少子化対策などの財政需要が増え、また、ますます高齢化が進む中で、年金、医療、介護などの社会保障費も増すことは避けられない。この事実を深刻に受け止め、歳入、歳出の一体改革が急務である。そして、財政健全化の指針を提示し、道筋を明示するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。世代間の給付と負担の均衡を図り、「社会保障と税の一体改革」の中で、持続可能な抜本的な改革を行うことを求める。

- (1) 年金制度については、給付と負担の見直しが必要である。また、国民に年金を収めることの重要性やメリットを理解させ、率先して年金を支払う意識を持たせるとともに未納を改善する対策を講じる必要がある。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。

また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。予防や健康づくりの取り組みに対して、財政面でのインセンティブ措置を進めていくべきである。

- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の処遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。
- (4) 生活保護については、不正な受給が散見されるため、給付基準、水準を検討することが必要である。また、受給者の自立支援も併せて行い、生活保護者数を減少させる事も必要である。
- (5) 少子化対策では、子育て世代への現金支給ではなく、共働き支援強化など子育て環境の整備を進めることを要望する。なお、政府は児童手当の所得制限撤廃、多子世帯への増額や育児休業給付の引上げなどの少子化対策の財源として、社会保険料の引き上げを検討しているが、社会保険料に負担させるのは目的外流用であり、おかしいと言わざるを得ない。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。日本の国会議員や地方議員の数は主要33か国で考えた場合、多すぎる水準ではないようだが、人員削減を願う意見は多く、その要因として突出した報酬額や歳費にあると思われる。高すぎる議員報酬や国家公務員・地方公務員の報酬は行政改革における無駄の削減を行う上で最も優先的に行うべきであり、さらに、人口減少の局面に入った今の日本にとって、議員定数の削減は当然であり、人員適正化を自らの痛みを恐れず実施し、無駄の削減を行なうべきである。

また、行政が直面する課題は極めて多種多様で深刻な課題が多いとは思われるが、行政サービスの必要性和そのあり方を再点検し、最小の経費で最大の市民サービスの提供を目指すべきである。民間の良いところを取り入れ、前例に囚われることなく柔軟に対応し、業務に取り組む姿勢を新たにしてい効率的な市民サービスの提供を推進していくことが必要である。

4. マイナンバー制度 等

マイナンバーカードの交付率は約77%となったが、このところトラブルが相次いでいる。健康保険証としての利用が開始され、今後は運転免許証との一体化が予定されている中で、マイナ保険証への他人情報の登録、住民票の誤交付など情報管理体制の杜撰さが露呈した。制度の運用にあたっては、個人情報の漏洩

防止、プライバシーの保護などが大前提であり、セキュリティが担保された上で、行政効率化につながる社会保障、税金、災害対策などへの対応に尽力していただきたい。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%の適用期限が2年延長されたことは評価するが、時限措置ではなく本則化するよう引き続き求める。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額も1600万円程度に引き上げることを要望する。

2. 事業承継税制の拡充

平成30年度税制改正で、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度について、事業承継税制の特例措置が創設されたことは評価するが、贈与税あるいは相続税の納税を猶予する制度であることには変わりがない。同制度は納税を猶予する制度から、免税とする制度へ拡充すべきである。

また、中小企業が円滑な事業承継を行うため、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、さらなる見直しを積極的に行う等、事業承継税制の抜本的な創設を求める。

特に、事業用資産を一般資産と切り離して、業種や利用形態により事業用資産への課税の軽減あるいは免除するような制度を創出することが必要である。

3. 消費税への対応 等

消費税引き上げに伴う軽減税率の導入は、会計時の確認や複雑な経理処理といった事務負担や設備投資の増加を企業に負わせる結果となり、現在も企業の運用上の複雑さや難しさは続いている。軽減税率制度を廃止し、単一税率にすべきである。

令和5年10月1日より、適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されるが、円滑な実施に向けた措置ということで免税事業者であった者がインボイス発行事業者となった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講じているが、このような特例措置を後付けで作り出し、ただでさえ難しい税制を益々難しくしている。事業者が混乱しないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備を行うよう求める。また、小規模な免税事業者が取引から排除されたり、実質的な値引きを強要されるなど、不利益が生じないよう対策をとる必要がある。

III. 地方のあり方

1. 地方創生

人、物、金が東京を中心とした首都圏に過度に集中するのを改め、地方への分散化を図ることが必要である。現状では、首都圏が大規模な災害に見舞われた場合は、首都圏機能が麻痺し、国家の運営ひいては国民の生活が脅かされることが懸念される。新型コロナウイルス感染症の拡大時にICT技術を活用したイン

ターネット会議等による私たちが直接顔を合わせるまでもなく業務遂行が可能であったという事実を直視、精査し、この技術の発展を後押ししていくことが大切である。国家規模での情報インフラの整備及びICT技術の活用等を行うことによって、中央に集中してしまうという現状を打破し、地方への分散化を図ることができる。そのためにも税制のあり方については、税収の拡大ありきではなく、「成長を促す機能としての税制」ととらえた仕組みとして、地方活性化に取り組める税制へと大胆に改革していくことが必要である。

ふるさと納税制度については、過度な返礼品競争の抑制を行い、返礼品を継続するならばその地方の経済活性化に資する物に限るべきである。また、住民税の財源に偏りが生じるならば、制度の廃止もまた検討すべきである。

2. 財政・行政の効率化 等

国と地方の役割分担の明確化や地域間格差是正あるいは解消する制度の確立が必要である。その一つの方法として町村合併や道州制の導入等による地方行政のスリム化を検討する必要がある。

<税目別>

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充 等

現行制度は役員給与の損金算入が限定されているが、報酬は業務執行の対価であると考えられる。役員報酬に係る各企業内の制度設計に照らして、損金算入できる範囲の明確化等、実務上の判断に資する所要の措置を検討し、一定の要件を更に緩和するなど、損金算入と対象給与の範囲拡大を求める。

II. 個人所得税

1. 所得税のあり方

重要な基幹税の一つである所得税については、直間比率との関連性を同時に考慮すべきである。「公平性」の観点からは、国民に広く税負担を求めることは理解できる。

しかしながら、その「公平性」のために低所得層に少なからず影響を及ぼす課税最低限の引き下げを行うのであれば、課税累進度の強化、資産所得を中心とする分離課税の縮小、課税ベースの拡充等、中・高所得層への課税の適正化についても措置することを検討されたい。所得格差が拡大してきた中、課税最低限の引き下げのみ実施することには疑問が残る。現行の所得税は包括的所得税の考えを逸脱しているやに見え、ガラス張りの給与所得者の不公平感をぬぐえないまま、現在に至っている。給与所得者以外の所得も広く捕捉することが必須である。

2. 各種控除制度の見直し 等

配偶者控除や配偶者特別控除は、現代の日本社会には時代遅れの政策であり、女性の社会進出や女性活躍

による労働力不足の解消ということを考えれば、配偶者の収入や労働時間を抑制する同控除は、縮小もしくは廃止すべきである。そして、同控除に代わり、子供控除、子育て控除といった形で子供の数が多い世帯が、より優遇される制度を作るべきである。

Ⅲ. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

令和5年度改正により相続時精算課税制度での贈与について、毎年、課税価格から基礎控除110万円まで控除できるように見直しがあった。一方、暦年課税については、課税が強化され、相続財産に加算する期間が相続開始前3年間から7年間に延長された。相続時精算課税制度に110万円の基礎控除が創設されたのを踏まえると暦年課税の基礎控除110万円の拡大を求める。

Ⅳ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し 等

地方の自主財源として大きな比重を占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適用していると言われていたが、居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に、商業地等の宅地の評価はより収益性を考慮した評価方法を取り、軽減の方向で見直すべきである。

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないばかりか、我が国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏する不公平な税制であるため、償却資産に対する固定資産税は廃止することを求める。

に復興事業を行い、国民負担も早期に軽減するべきである。また、2037年まで所得税に上乘せされることが決定している特別復興所得税は、被災地の早期復興のために活用されるものであり、政府が検討している一部を防衛費の財源に流用する案は容認出来ない。

Ⅱ. 環境問題に対する税制上の対応

日本国内では環境問題に対応するために様々な税制上の取り組みが行われている。例えば、自動車税や重量税など、排出量に応じた税金の導入、エネルギー効率の良い製品に対する消費税の減税、再生可能エネルギーによる売電に対する税制優遇処置などがある。しかしながら、中小企業にとって使い勝手のいいものとは言い難い。中小企業の取引に幅広く適用できるような制度の見直しを要望する。

Ⅲ. 租税教育

納税の意義、税の役割について、必ずしも地域の方々が十分に理解し、認識していない部分があるため、社会全体で租税への教育、意識の向上に取り組んでいく必要がある。

現行の小学校、中学校、高等学校の各教育課程における租税教育の取り上げ方は極めて低く、我が国における租税の意義を理解させるには、十分な内容とはなっていない。納税者としての意識及び社会の構成員としての責任を自覚させ、租税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民を育むため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

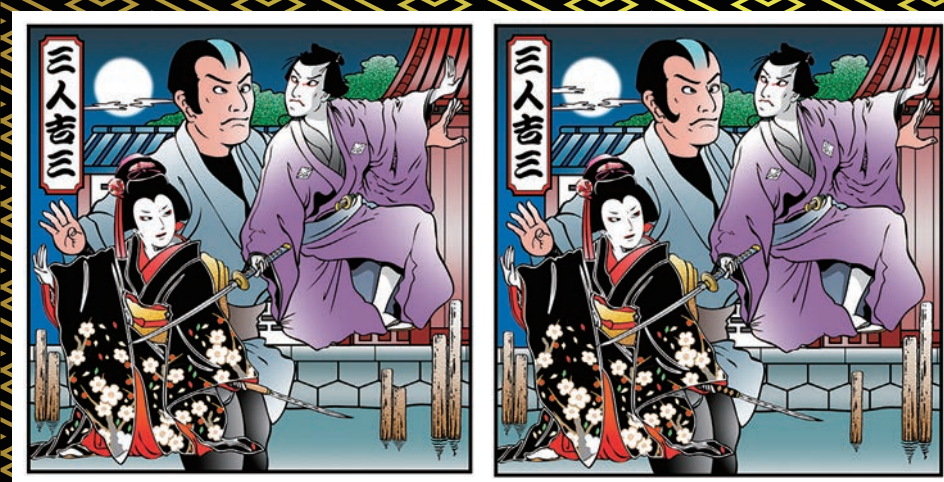
Ⅳ. 印紙税

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文章作成の有無による課税は公平性を欠き、また、デジタル化を推進する上で明らかに逆行するものである点から速やかに廃止すべきである。

<その他>

I. 震災復興

復興資金を適正かつ効果的に被災地に配分して早期



※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？（答えは13頁にあります）

【作者紹介】 神谷一郎（かみや・いちろう） 専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

身近な法律相談

弁護士 渡部 英明



自筆証書遺言について、民法960条は「遺言はこの法律に定める方式に従わなければ、することはできない」と定め、遺言者の真意を確保するとともに紛争を予防するために、厳格な方式を要求しております。今回は、自筆証書遺言が有効・無効になった事例や自筆証書遺言は無効であるが、死因贈与として有効になった事例について検討していきたいと思っております。

Q₁ 自筆証書遺言の要件は何でしょうか。

A₁ 民法968条に規定されています。すなわち、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければなりません。遺言書の日付は特定できるように正確に記載します。「令和5年7月吉日」といった、具体的な日付が特定できない遺言は無効とされています（昭和54年5月31日最高裁判決参照）。

Q₂ 財産目録も全部自書しなければいけないのでしょうか。

A₂ 財産目録は自書ではなく、パソコンを利用したり、不動産の登記事項証明書や通帳のコピー等の資料を添付する方法でよいのですが、その場合、その目録全てのページに署名押印が必要です（民法968条2項参照）。

Q₃ 書き間違えた場合や加筆したいときはどうすればよいのでしょうか。

A₃ 書き間違った場合の訂正や内容を書き足したい場合、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記して、署名し、訂正又は追加した箇所に押印をします（民法968条3項参照）。

Q₄ 自筆証書遺言の押印について、有効になった事例や無効になった事例にはどのようなものがありますか。

A₄ 自筆証書遺言の押印について、遺言書本文を入れた封筒の綴じ目にされた押印をもって、民法968条1項の押印の要件に欠けるとして有効になった事例があります（平成6年6月24日最高裁判決参照）。また、自筆証書遺言の押印は、指印でもって足りるとして有効になった事例があります（平成元年2月16日最高裁判決参照）。これに対し、花押は印章による押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件は満たさないと、無効になりました（平成28年6月3日最高裁判決参照）。

以上のとおり、自筆証書遺言においては、押印が極めて重要な要件になっており、押印が全くないと無効になってしまう可能性が高いことが分かります。

Q₅ それでは、自筆証書遺言書の押印はありませんが、その遺言書の入った封筒は封がしてあり、自筆証書遺言の入った封筒を予め受贈者が所有保管していた場合はどうでしょうか。

A₅ 自筆証書遺言には押印がないため、自筆証書遺言としては無効としましたが、その自筆証書遺言書を被相続人の財産の死因贈与の申し込みと解し、受贈者がこの自筆証書遺言の交付を受けたことをもって、受贈者が死因贈与の申込を受諾して、死因贈与契約が成立したものとした判例があります（昭和53年12月22日水戸家裁審判参照）。このように、自筆証書遺言書がその要件を満たさない場合であっても、受贈者が自筆証書遺言書を預かったときの事情によっては、死因贈与契約の書面として、利用できる場合がありますので、最後まで諦めずに、被相続人の意思を尊重するように努力してみることも必要かと思われます。

腹腔鏡下スリーブ状胃切除術 ～肥満に対する外科治療～



川崎幸病院
外科 / 外科副部長
網木 学 (あみき まなぶ)



治療に関する
疑問・相談 (無料)

重症肥満に対する外科治療である腹腔鏡下スリーブ状胃切除術は、日本ではまだ馴染みが薄いですが、世界的には歴史が古く現在、世界では約 68 万件以上行われています。

減量に対する外科治療

腹腔鏡下スリーブ状胃切除術は、腹部に 5 ヶ所穴を開け、胃の大部分を縦に切除しバナナ 1 本くらいの大きさにする事で、体重を減少させる治療です。

日本では約 90%がこの術式で行っています。

ポイント

- 手術時間は約 2 時間
- 傷穴は約 5mm ～ 1cm と小さい
- 術後 3 時間で歩行開始
- 翌日から食事を開始
- 術後 3 日の退院が見込め、早期社会復帰が可能



保険適応による手術

腹腔鏡下スリーブ状胃切除術は保険適応です。

下記の条件を満たす方が対象となります。

- BMI 35kg/m² 以上 (例：170cm、102kg)
- 18 ～ 65 歳
- 糖尿病、高血圧、脂質異常症、睡眠時無呼吸症候群のうち、1 つ以上の合併が必要
- 6 ヶ月以上の内科治療が無効
- 術前に減量、禁煙、長期的な外来通院が可能な方

$$BMI = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)} \times \text{身長(m)}}$$



腹腔鏡下スリーブ状胃切除術は、食事・運動・薬などの内科治療が上手い場合の重症肥満に対する治療法の一つです。減量の基本は、長期的な食事療法・運動療法を継続して行うことが大切で、手術は楽をして痩せるための手段ではありません。手術は一つのきっかけであり自分の生活習慣を変えていくことが最も重要です。減量の治療についてお悩みの方は専門医にご相談ください。



診療のご案内



社会医療法人財団 石心会

第二川崎幸クリニック
受診予約 ☎ 044-511-2112

電話予約受付時間

月～金 8:00 ～ 20:00 土 8:00 ～ 17:00 日 8:30 ～ 17:00 祝日 8:30 ～ 17:00

網木医師による
『減量外科のご紹介』
解説動画を公開中



第17回 法人会全国女性フォーラム 愛媛大会
4月13日

会場：
アイテムえひめ
記念講演会：
「句会ライブ」及び「講評」
講師：
俳人 夏井 いつき 氏



女性部会 報告会 6月6日

会場：煌蘭



日帰りバス研修旅行 5月17日

場所：
千葉・びわ狩りと
お花摘み体験



源泉部会 研修会 6月19日

会場：
川崎市
産業振興会館
テーマ：
「算定基礎届の手
続き講座」
講師：
社会保険労務士
志田 淳 氏



青年部会 報告会 5月23日

会場：
川崎市
産業振興会館



厚生委員会 ゴルフ会 6月21日

会場：
立野クラシック・
ゴルフ倶楽部



社員研修講座 5月25日

会場：
カルツかわさき
テーマ：
「徹底！
ビジネスマナー」
講師：
株SUG I
コーポレーション
杉本 直鴻 氏



消費税・インボイス制度説明会 6月26日

会場：
川崎市
産業振興会館
講師：
川崎南税務署
法人課税第1部門
足立 郁子
上席国税調査官



源泉部会 報告会 5月31日

会場：
川崎市
産業振興会館



実務経理セミナー 6月26日～10日間

会場：
川崎市
産業振興会館
講師：
東京地方税理士会
川崎南支部
岩谷 敦史 氏



新入会員紹介

新しい仲間

PRコーナー

結婚相談所 with (代表者 仁平 克枝)

- 所在地：〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル4階
- 電話番号：090-2259-1653
- 設立：2021年8月
- 加盟団体：株式会社日本仲人連盟
- 営業時間：10:00～18:00
- 定休日：不定休(完全ご予約制)
- ホームページ：<https://with0805.jp/plan>

自信をもって婚活が始められるよう、
あなたの魅力を伝えるサポートをいたします！

結婚相談所 **with** は川崎・横浜を中心に
出会いからご成婚まで婚活をサポートいたします。
少人数制の安心なマンツーマンサポート

結婚相談所 *With*



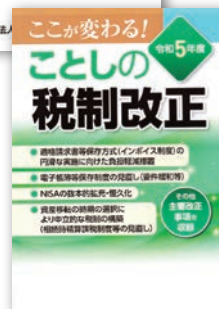
川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

新入会員のご紹介

(令和5年6月1日～令和5年7月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	(株)マイルストーン・コンサルティング・グループ	武田直也	榎町1-8-501	総合金融コンサルタント業	菊三建設(株)
幸3	(株)新川崎雲山堂	青地直樹	下平間48-103	仏壇、位牌、仏具、神棚等の製造、販売及び修理	(株)久保田酒店
幸3	U N P A C K (株)	宮屋敷徳幸	下平間108-5-404	人材開発、キャリアコンサルティング 他	事務局
東1	(株)ほくえつ	小川秀樹	藤崎2-15-6	ガスキンフランチイズ加盟店	アフラック生命保険(株)
東2	(株)ツルヒメLabo	橋爪千鶴子	昭和2-7-11-3	システム開発	京浜化工(株)
南2	(有)野地工務店	野地芳一	浅田2-1-23	建設業	(株)アップ総合企画
中央	(同)Body Design Pro	丹羽千種	駅前本町11-2-4F	スタジオの運営及び管理、講習会の企画 他	(有)龍美社
中央	結婚相談所With	仁平克枝	駅前本町11-2-4F	結婚相談所、仲人業	(株)アップ総合企画

川崎南法人会 主要事業予定

9月

5日(火)・7日(木)

●生活習慣病健康診断

会場：川崎市産業振興会館
時間：9：30～11：00

5日(火)

●源泉部会 研修会

テーマ：「報酬・料金等の源泉徴収事務」
講師：川崎南税務署 担当官
会場：川崎市産業振興会館及びオンライン
時間：14：00～16：00

6日(水)

●第3回 広報委員会

会場：カルッツかわさき
時間：11：00～12：00

7日(木)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：00

11日(金)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：20

13日(水)

●米海軍第7艦隊 音楽隊コンサート

会場：カルッツかわさき
時間：18：00～20：30

15日(金)

●女性部会 連絡協議会セミナー

テーマ：「食品ロスの現状と今後の取り組みについて」
講師：食品ロス問題ジャーナリスト 井手 留美氏
会場：ローズホテル横浜
時間：14：30～16：30

22日(金)

●社員研修講座

テーマ：「レジリエンス」研修
講師：島田教育総合研究所 島田 義也氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：14：00～16：00

26日(火)

●消費税インボイス制度説明会

講師：川崎南税務署 担当官
会場：川崎市産業振興会館及びオンライン
時間：14：00～15：45

28日(木)

●女性部会 税務研修会

会場：川崎市産業振興会館
時間：16：30～17：30



10月

8日(日)～10日(火)

●海外研修旅行

場所：韓国・ソウル

17日(火)～10日間

●初級簿記講習会

講師：東京地方税理士会 川崎南支部 南雲 吉彦氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：14：00～16：00

18日(水)

●法人会全国大会(群馬大会)

会場：高崎芸術劇場
時間：14：00～

19日(木)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：20

21日(土)～22日(日)

●幸区民祭

場所：幸区役所周辺

29日(日)～30日(月)

●女性部会 1泊研修旅行

場所：未定

● 税務無料相談 ●

相 談 日

9月の相談日／5日(火)、12日(火)
10月の相談日／10日(火)、17日(火) 午後1時～3時
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所(☎044-276-8731)
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

経営者さまが入院! 売上が減少してしまったら?

自分の体のことも
心配だけど、
会社の支払も心配だ…



従業員の
給与



地代・家賃



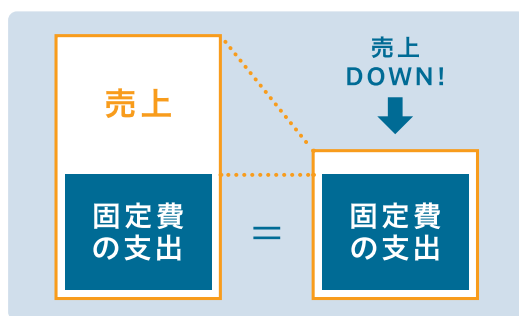
光熱費



借入金
返済 など

入院によって経営者が**一時的に離職**すると、
**会社の売上に影響が出て、固定費の負担が
重くなる**ことがあります。

経営者の一時的な不在により売上が減少してしまった場合でも、
固定費などの負担は変わらないため、資金繰りに影響があることも。



※上記の図はイメージであり、実際の売上高・固定費の金額水準は会社により異なります。

そんなときも
ご安心!

一時金で受け取れ、固定費補填にも使える医療保険

一時金型 Mタイプ

POINT 1 /

一時金の入院保障

POINT 2 /

シンプルな主契約と
自由に選べる特約

◎一時金型Mタイプの正式名称は無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）です。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書 [契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎この資料は2023年6月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

新横浜支社川崎南営業所 / 神奈川県川崎市川崎区東田町5-2 (川崎野村證券ビル5階)
TEL 044-211-2191